

					<p>上の工事に係るもの</p> <p>□ 請負対象設計金額が6,000万円未満の工事に係るもの</p> <p>(イ) 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの</p> <p>(ロ) (イ)以外のもの</p> <p>a 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>b 中部総合事務所 of 所管区域に係るもの</p> <p>c 西部総合事務所及び日野総合事務所 of 所管区域に係るもの</p>	<p>東部総合事務所長</p> <p>中部総合事務所長</p> <p>西部総合事務所長</p>
38	同規則第72条の5第1項の規定による工事現場の施工体制に係る実態調査の実施				<p>(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 建築工事に係るもの</p> <p>イ 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの</p> <p>ロ イ以外のもの</p> <p>(イ) 東部総合事務所及び八頭総合事務所 of 所管区域に係るもの</p> <p>(ロ) 中部総合事務所 of 所管区域に係るもの</p> <p>(ハ) 西部総合事務所及び日野総合事務所 of 所管区域に係るもの</p> <p>(2) 設備工事に係るもの</p> <p>イ 請負対象設計金額が6,000万円以</p>	<p>東部総合事務所長</p> <p>中部総合事務所長</p> <p>西部総合事務所長</p>

政 策 法 務 課	略																			
	二 略																			
	三 鳥取県立公文書館管理規則(平成2年鳥取県令第47号)に基づく知事の権限に属する事務	1	すべての事務																	公文書館長
県 民 課	略																			

政 策 法 務 課	略																			
	二 略																			
	三 鳥取県立公文書館管理規則(平成2年鳥取県令第47号)に基づく知事の権限に属する事務	1	すべての事務																	公文書館長
財 政 課	略																			
	一 地方自治法に基づく知事の権限に属する事務	1	同法第19条第2項の規定による予算についての総務大臣への報告及び公表																	
		2	同法第20条第2項ただし書の規定による歳出予算の各項の経費の金額の府用																	
		3	同法第30条第1項の規定による地方債の起債																	
		4	同法第33条第6項の規定による決算についての総務大臣への報告及び公表																	
		5	同法第35条の3第1項及び第3項の規定による一時借入金への借入れ及び当該借入金の償還																	
	二 地方財政法(昭和23年法律第109号)に基づく知事の権限に属する事務	1	同法第5条の3第1項の規定による起債についての総務大臣への協議																	
		2	同法第5条の3第5項の規定による起債についての議会への報告																	
		3	同法第5条の4第1項及び第4項の規定による起債の許可についての総務大臣への申請																	
		4	同法第33条の7第4項の規定による起債の許可についての総務大臣への申請																	
	三 地方交付税法(昭和25年法律第211号)に基づく知事の権限に属する事務	1	同法第5条第1項の規定による基準財政需要額及び基準財政収入額に関する資料、特別交付税の額の算定に用いる資料の総務大臣への提出																	
四 鳥取県予算規則(昭	略	1	同規則第12条の規定による歳出予																	

6 本庁の庁舎内での電気機器使用の承認

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

略
税務課

一 営繕工事に係る知事の権限に属する事務	1 営繕工事に係る起工の決定 (一) 請負対象設計金額(請負契約の対象となる部分の設計金額をいう。以下営繕課の項の一から三までにおいて同じ。)が5億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの (1) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (2) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの イ 建築工事に係るもの (イ) 営繕費に係る本庁舎等(本庁舎、第二庁舎、議会棟、知事公舎、県外施設及び本庁発注工事に密接な関係があるもの又は工事の性質上地方機関で発注することが適当でないもの。以下営繕課の項の一から三までにおいて同じ。)の								
----------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

和89年無取 県規則第36 号)に基づ く知事の権 限に属する 事務	算の意当 2 同規則第14条の規定による歳出予算の意当替え 3 同規則第16条の規定による歳出予算に係る各目又は各部の経費の金額の流用								
五 社債等登 録法(昭和 17年法律第 11号)に基 づく知事の 権限に属す る事務	1 同法第3条第1項の規定による県債の登録								
六 その他の 事務	1 地方交付税及び地方債の調達 2 県債の償還 3 基金運用益の積立て								

略
税務課

<p>工事に係 るもの (ロ) (イ) 以外のも の</p>	<p>東部総合事務 所長</p>
<p>a 東部 総合事 務所及 び八頭 総合事 務所の 所管区 域に係 るもの</p>	<p>中部総合事務 所長</p>
<p>b 中部 総合事 務所の 所管区 域に係 るもの</p>	<p>西部総合事務 所長</p>
<p>c 西部 総合事 務所及 び日野 総合事 務所の 所管区 域に係 るもの</p>	
<p>□ 設備工事 に係るもの</p>	
<p>(イ) 請負 対象設計 金額が 6,000万円 以上の工 事に係る もの</p>	
<p>(ロ) 請負 対象設計 金額が 6,000万円 未満の工 事に係る もの</p>	
<p>a 普通 費に係 る本庁 舎等の 工事に 係るも の</p>	
<p>b a以 外のも の</p>	
<p>(a) 東部 総合事 務所及 び八頭 総合事 務所の 所管区 域に係 るもの</p>	<p>東部総合事務 所長</p>
<p>(b) 中部 総合事 務所の 所管区 域に係 るもの</p>	<p>中部総合事務 所長</p>
<p>(c) 西部 総合事 務所及 び日</p>	<p>西部総合事務 所長</p>

野 総 合 事 務 所 の 所 管 区 域 に 係 る もの																													
<p>2 営繕工事に係る 諸付の変更</p> <p>(一) 請負対象設 計金額が5億円 以上の工事に係 るもの</p> <p>(1) 契約金額 の2割以上の 増減を伴うもの</p> <p>(2) (1)以外 のもの</p> <p>(二) 請負対象設 計金額が5億円 未満の工事に係 るもの</p> <p>(1) 請負対象 設計金額が2 億円以上の工 事に係るもの</p> <p>(2) 請負対象 設計金額が2 億円未満の工 事に係るもの</p> <p>イ 建築工事 に係るもの</p> <p>(イ) 営繕 費に係る 本庁舎等 の工事に 係るもの</p> <p>(ロ) (イ) 以外のもの</p> <p>a 東部 総合事 務所及 び八頭 総合事 務所の 所管区 域に係 るもの</p> <p>b 中部 総合事 務所の 所管区 域に係 るもの</p> <p>c 西部 総合事 務所及 び日野 総合事 務所の 所管区 域に係 るもの</p> <p>ロ 設備工事 に係るもの</p> <p>(イ) 請負 対象設計 金額が 6,000万円 以上の工 事に係る もの</p> <p>(ロ) 請負 対象設計 金額が 6,000万円 未満の工 事に係る もの</p> <p>a 営繕 費に係</p>									東部総合事務 所長																				
									中部総合事務 所長																				
									西部総合事務 所長																				

	<p>る本庁舎等の工事に係るもの</p> <p>b a以外のもの</p> <p>(a) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(b) 中部総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(c) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの</p>									東部総合事務所長																				
	<p>3 営繕工事に係る請負契約の締結を随意契約の方法によることと決定（4の場合を除く。）</p> <p>(一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの</p> <p>(2) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの</p> <p>イ 建築工事に係るもの</p> <p>(イ) 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの</p> <p>(ロ) (イ)以外のもの</p> <p>a 東部総合事務所及び八頭総合事務所の</p>									中部総合事務所長																				
										西部総合事務所長																				
										東部総合事務所長																				

	<p>所管区域に係るもの</p> <p>b 中部総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>c 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>□ 設備工事に係るもの</p> <p>(イ) 請負対象設計金額が6,000万円以上の工事に係るもの</p> <p>(ロ) 請負対象設計金額が6,000万円未満の工事に係るもの</p> <p>a 普雑費に係る本庁舎等の工事に係るもの</p> <p>b a以外のもの</p> <p>(a) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(b) 中部総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(c) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの</p>					<p>中部総合事務所長</p> <p>西部総合事務所長</p> <p>東部総合事務所長</p> <p>中部総合事務所長</p> <p>西部総合事務所長</p>										
4	普雑工事に係る請負契約の締結を															

	<p>随意契約の方法によることの決定 (技術提案型の随意契約の場合に限る。)</p> <p>(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの</p> <p>(2) (1)以外のもの</p> <p>イ 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>ロ 中部総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>ハ 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの</p>						<p>東部総合事務所 所長</p> <p>中部総合事務所 所長</p> <p>西部総合事務所 所長</p>											
5	<p>営繕工事に係る請負契約の締結の決定</p> <p>(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 建築工事に係るもの</p> <p>イ 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの</p> <p>ロ イ以外のもの</p> <p>(イ) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(ロ) 中部総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(ハ) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(2) 設備工事に係るもの</p> <p>イ 請負対象設計金額が6,000万円以上の工事に係るもの</p> <p>ロ 請負対象設計金額が6,000万円未満の工事に</p>						<p>東部総合事務所 所長</p> <p>中部総合事務所 所長</p> <p>西部総合事務所 所長</p>											

<p>係るもの (イ) 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの (ロ) (イ)以外のもの a 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの b 中部総合事務所の所管区域に係るもの c 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの</p>					<p>東部総合事務所長</p>										
<p>6 営繕工事に係る土地、水面等の測量及び調査の委託の決定（一般競争入札又は指名競争入札の執行に係る事務を除く。） (一) 契約の対象となる部分の金額が1億円以上のもの (二) 契約の対象となる部分の金額が5,000万円以上1億円未満のもの (三) 契約の対象となる部分の金額が5,000万円未満のもの (1) 契約の対象となる部分の金額が500万円以上のもの (2) 契約の対象となる部分の金額が500万円未満のもの イ 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの ロ イ以外のもの (イ) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの (ロ) 中部総合事務所の所管区域に係るもの (ハ) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所</p>					<p>東部総合事務所長</p>										
					<p>中部総合事務所長</p>										
					<p>西部総合事務所長</p>										

<p>県規則第6号)に基づく知事の権限に属する事務</p>	<p>未済の工事に係るもの (1) 建築工事に係るもの イ 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの ロ イ以外のもの (イ) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの (ロ) 中部総合事務所の所管区域に係るもの (ハ) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの (2) 設備工事に係るもの イ 請負対象設計金額が6,000万円以上の工事に係るもの ロ 請負対象設計金額が6,000万円未満の工事に係るもの (イ) 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの (ロ) (イ)以外のもの a 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの b 中部総合事務所の所管区域に係るもの c 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの (三) 委託建設設計金額(委託契約の対象となる部分の設計金額をいう。以下営繕費の項の二において同じ。)が6,000万円以上の委託業務に係るもの (四) 委託設計設計金額が600万円</p>										<p>東部総合事務所長</p>		<p>中部総合事務所長</p>		<p>西部総合事務所長</p>											
-------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	-----------------	--	-----------------	--	-----------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

	<p>以上5,000万円未満の委託業務に係るもの</p> <p>(五) 委託対象設計金額が500万円未満の委託業務に係るもの</p> <p>(1) 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの</p> <p>(2) (1)以外のもの</p> <p>イ 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>ロ 中部総合事務所所の所管区域に係るもの</p> <p>ハ 西部総合事務所及び日野総合事務所所の所管区域に係るもの</p>						<p>東部総合事務所長</p> <p>中部総合事務所長</p> <p>西部総合事務所長</p>											
2	<p>同規則第30条第1項の規定による調査基準価格の決定</p> <p>(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 建築工事に係るもの</p> <p>イ 営繕費に係る本庁舎等の工場に係るもの</p> <p>ロ イ以外のもの</p> <p>(イ) 東部総合事務所及び八頭総合事務所所の所管区域に係るもの</p> <p>(ロ) 中部総合事務所所の所管区域に係るもの</p> <p>(ハ) 西部総合事務所及び日野総合事務所所の所管区域に係るもの</p> <p>(2) 設備工事に係るもの</p> <p>イ 請負対象設計金額が6,000万円以上の工事に係るもの</p> <p>ロ 請負対象設計金額が6,000万円未満の工事に係るもの</p> <p>(イ) 営繕費に係る本庁舎等の工事に</p>						<p>東部総合事務所長</p> <p>中部総合事務所長</p> <p>西部総合事務所長</p>											

		係るもの (ロ) (イ) 以外のもの の a 東部 総合事務 所及び八頭 総合事務 所の所管区 域に係るもの b 中部 総合事務 所の所管区 域に係るもの c 西部 総合事務 所及び日野 総合事務 所の所管区 域に係るもの											東部総合事務 所長																												
		3 同規則第31条第 1項の規定による 最低制限価格の決 定 (一) 請負対象設 計金額が2億円 以上の工事に係 るもの (二) 請負対象設 計金額が2億円 未満の工事に係 るもの (1) 建築工事 に係るもの イ 営繕費に 係る本庁舎 等の工事に 係るもの ロ イ以外の もの (イ) 東部 総合事務 所及び八 頭総合事 務所の所 管区域に 係るもの (ロ) 中部 総合事務 所の所管 区域に係 るもの (ハ) 西部 総合事務 所及び日 野総合事 務所の所 管区域に 係るもの (2) 設備工事 に係るもの イ 請負対象 設計金額が 6,000万円以 上の工事に 係るもの ロ 請負対象 設計金額が 6,000万円未 満の工事に 係るもの (イ) 営繕 費に係る 本庁舎等 の工事に 係るもの											東部総合事務 所長											中部総合事務 所長																	西部総合事務 所長

<p>3 同規則第19条の規定による予定価格の決定</p> <p>(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 建築工事に係るもの</p> <p>イ 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの</p> <p>ロ イ以外のもの</p> <p>(イ) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(ロ) 中部総合事務所所管区域に係るもの</p> <p>(ハ) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(2) 設備工事に係るもの</p> <p>イ 請負対象設計金額が6,000万円以上の工事に係るもの</p> <p>ロ 請負対象設計金額が6,000万円未満の工事に係るもの</p> <p>(イ) 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの</p> <p>(ロ) (イ)以外のもの</p> <p>a 東部総合事務所及び八頭総合事務所所管区域に係るもの</p> <p>b 中部総合事務所所管区域に係るもの</p> <p>c 西部総合事務所及び日野総合事務所所管区域に係るもの</p>												
4 同規則第22条の												

東部総合事務所
所長

中部総合事務所
所長

西部総合事務所
所長

東部総合事務所
所長

中部総合事務所
所長

西部総合事務所
所長

	<p>規定による請負契約の相手方の決定</p> <p>(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 建築工事に係るもの</p> <p>イ 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの</p> <p>ロ イ以外のもの</p> <p>(イ) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(ロ) 中部総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(ハ) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(2) 設備工事に係るもの</p> <p>イ 請負対象設計金額が6,000万円以上の工事に係るもの</p> <p>ロ 請負対象設計金額が6,000万円未満の工事に係るもの</p> <p>(イ) 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの</p> <p>(ロ) (イ)以外のもの</p> <p>a 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>b 中部総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>c 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの</p>								東部総合事務所長																
5	同規則第23条第1項の規定による請負契約の相手方								中部総合事務所長																
									西部総合事務所長																

		<p>の決定</p> <p>(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 建築工事に係るもの</p> <p>イ 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの</p> <p>ロ イ以外のもの</p> <p>(イ) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(ロ) 中部総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(ハ) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(2) 設備工事に係るもの</p> <p>イ 請負対象設計金額が6,000万円以上の工事に係るもの</p> <p>ロ 請負対象設計金額が6,000万円未満の工事に係るもの</p> <p>(イ) 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの</p> <p>(ロ) (イ)以外のもの</p> <p>a 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>b 中部総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>c 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの</p>																						
6	同規則第26条ただし書の規定による権利義務の譲渡等の承認	<p>(一) 請負対象設計金額（請負契約の締結後に請</p>																						

負対象設計金額
 を変更した場合
 にあっては、当
 初の請負対象設
 計金額、以下營
 繕費の項の三に
 おいて同じ。)
 が5億円以上の
 工事に係るもの
 (二) 請負対象設
 計金額が5億円
 未満の工事に係
 るもの
 (1) 請負対象
 設計金額が2
 億円以上の工
 事に係るもの
 (2) 請負対象
 設計金額が2
 億円未満の工
 事に係るもの
 イ 建築工事
 に係るもの
 (イ) 營繕
 費に係る
 本庁舎等
 の工事に
 係るもの
 (ロ) (イ)
 以外のも
 の
 a 東部
 総合事
 務所及
 び八頭
 総合事
 務所の
 所管区
 域に係
 るもの
 b 中部
 総合事
 務所の
 所管区
 域に係
 るもの
 c 西部
 総合事
 務所及
 び日野
 総合事
 務所の
 所管区
 域に係
 るもの
 ロ 設備工事
 に係るもの
 (イ) 工事
 費が6,000
 万円以上
 の工事に
 係るもの
 (ロ) 工事
 費が6,000
 万円未満
 の工事に
 係るもの
 a 營繕
 費に係
 る本庁
 舎等の
 工事に
 係るも
 の
 b a以
 外のも
 の
 (a)
 東部
 総合
 事務
 所及
 び八
 頭総
 合事

東部総合事務
所長

中部総合事務
所長

西部総合事務
所長

東部総合事務
所長

<p>務所の所管区域に係るもの</p> <p>(b) 中部総合事務所</p> <p>務所の所管区域に係るもの</p> <p>(c) 西部総合事務所及び日野総合事務所</p> <p>務所の所管区域に係るもの</p>						<p>中部総合事務所 所長</p> <p>西部総合事務所 所長</p>																									
<p>7 同規則第28条の規定による下請負者等に関する報告の要求</p> <p>(一) 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの</p> <p>(二) (一)以外のもの</p> <p>(1) 東部総合事務所及び八頭総合事務所に係るもの</p> <p>(2) 中部総合事務所に係るもの</p> <p>(3) 西部総合事務所及び日野総合事務所に係るもの</p>						<p>東部総合事務所 所長</p> <p>中部総合事務所 所長</p> <p>西部総合事務所 所長</p>																									
<p>8 同規則第30条第1項の規定による工事の監督の命令</p> <p>(一) 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの</p> <p>(二) (一)以外のもの</p> <p>(1) 東部総合事務所及び八頭総合事務所に係るもの</p> <p>(2) 中部総合事務所に係るもの</p> <p>(3) 西部総合事務所及び日野総合事務所に係るもの</p>						<p>東部総合事務所 所長</p> <p>中部総合事務所 所長</p> <p>西部総合事務所 所長</p>																									
<p>9 同規則第30条第1項の規定による工事の監督の委託（一般競争入札又は指名競争入札の執行に係る事務を除く。）</p> <p>(一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が5億円</p>																															

	<p>未済の工事に係るもの</p> <p>(1) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの</p> <p>(2) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの</p>																	
10	<p>同規則第33条第1項及び第2項の規定による措置の要求</p> <p>(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 建築工事に係るもの</p> <p>イ 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの</p> <p>ロ イ以外のもの</p> <p>(イ) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(ロ) 中部総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(ハ) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(2) 設備工事に係るもの</p> <p>イ 請負対象設計金額が6,000万円以上の工事に係るもの</p> <p>ロ 請負対象設計金額が6,000万円未満の工事に係るもの</p> <p>(イ) 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの</p> <p>(ロ) (イ)以外のもの</p> <p>a 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>b 中部総合事務所の所管区域に係るもの</p>						<p>東部総合事務所長</p> <p>中部総合事務所長</p> <p>西部総合事務所長</p>											
							<p>東部総合事務所長</p>											
							<p>中部総合事務所長</p>											

<p>c 西部 総合事 務所及 び日野 総合事 務所の 所管区 域に係 るもの</p>				<p>西部総合事務 所長</p>
<p>11 同規第36条第 7項、第37条後 段、第39条第5 項、第40条後段及 び第40条の2第3 項の規定による工 期又は請負代金の 額の変更 (一) 請負対象設 計金額が5億円 以上の工事に係 るもの (二) 請負対象設 計金額が5億円 未満の工事に係 るもの (1) 請負対象 設計金額が2 億円以上の工 事に係るもの (2) 請負対象 設計金額が2 億円未満の工 事に係るもの イ 建築工事 に係るもの (イ) 営繕 費に係る 本庁舎等 の工事に 係るもの (ロ) (イ) 以外のも の a 東部 総合事 務所及 び八頭 総合事 務所の 所管区 域に係 るもの b 中部 総合事 務所の 所管区 域に係 るもの c 西部 総合事 務所及 び日野 総合事 務所の 所管区 域に係 るもの ロ 設備工事 に係るもの (イ) 請負 対象設計 金額が 6,000万円 以上の工 事に係る もの (ロ) 請負 対象設計 金額が 6,000万円 未満の工 事に係る もの a 営繕</p>			<p>東部総合事務 所長 中部総合事務 所長 西部総合事務 所長</p>	

	<p>費に係る本庁舎等の工事に係るもの b a以外のもの (a) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの (b) 中部総合事務所の所管区域に係るもの (c) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの</p>						東部総合事務所 所長		
	<p>12 同規則第36条第7項後段、第37条後段、第40条後段及び第40条の2第3項（同規則第38条第2項において準用する場合を含む。）の規定による必要な負担の決定 (一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの (1) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (2) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの</p>								
	<p>13 同規則第39条第4項の規定による工事内容の変更等 (一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの</p>								

<p>るもの</p> <p>(1) 請負対象 設計金額が2 億円以上の工 事に係るもの</p> <p>(2) 請負対象 設計金額が2 億円未満の工 事に係るもの</p> <p>イ 建築工事 に係るもの</p> <p>(イ) 営繕 費に係る 本庁舎等 の工事に 係るもの</p> <p>(ロ) (イ) 以外のも の</p> <p>a 東部 総合事 務所及 び八頭 総合事 務所の 所管区 域に係 るもの</p> <p>b 中部 総合事 務所の 所管区 域に係 るもの</p> <p>c 西部 総合事 務所及 び日野 総合事 務所の 所管区 域に係 るもの</p> <p>ロ 設備工事 に係るもの</p> <p>(イ) 請負 対象設計 金額が 6,000万円 以上の工 事に係る もの</p> <p>(ロ) 請負 対象設計 金額が 6,000万円 未満の工 事に係る もの</p> <p>a 営繕 費に係 る本庁 舎等の 工事に 係るも の</p> <p>b a以 外のも の</p> <p>(a) 東部 総合 事務 所及 び八 頭総 合事 務所 の所 管区 域に 係る もの</p> <p>(b) 中部</p>	<p>東部総合事務 所長</p>	<p>中部総合事務 所長</p>	<p>西部総合事務 所長</p>	<p>東部総合事務 所長</p>	<p>中部総合事務 所長</p>
--	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------

	総合事務所の所管区域に係るもの (c) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの					西部総合事務所長											
	14 同規則第40条前段の規定による工事の内容の変更等 (一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの (1) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (2) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの イ 建築工事に係るもの (イ) 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの (ロ) (イ) 以外のもの a 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの b 中部総合事務所の所管区域に係るもの c 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの ロ 設備工事に係るもの (イ) 請負対象設計金額が6,000万円以上の工事に係るもの					東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長											

<p>(ロ) 請負対象設計金額が6,000万円未満の工事に係るもの</p> <p>a 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの</p> <p>b a以外のもの</p> <p>(a) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(b) 中部総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(c) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの</p>					<p>東部総合事務所長</p>										
<p>15 同規則第40条の2第1項及び第2項の規定による工事の施工の一時中止</p> <p>(一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの</p> <p>(2) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの</p> <p>イ 建築工事に係るもの</p> <p>(イ) 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの</p> <p>(ロ) (イ)</p>					<p>中部総合事務所長</p>										
					<p>西部総合事務所長</p>										

以外のもの
a 東部
総合事務所及び八頭
総合事務所の所管区域に係るもの
b 中部
総合事務所
の所管区域に係るもの
c 西部
総合事務所及び日野
総合事務所の所管区域に係るもの
□ 設備工事に係るもの
(イ) 請負対象設計金額が6,000万円以上の工事に係るもの
(ロ) 請負対象設計金額が6,000万円未満の工事に係るもの
a 普通費に係る本庁舎等の工事に係るもの
b a以外のもの
(a)
東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの
(b)
中部総合事務所
の所管区域に係るもの
(c)
西部総合事務所及び日野総合事務所

東部総合事務所
所長

中部総合事務所
所長

西部総合事務所
所長

東部総合事務所
所長

中部総合事務所
所長

西部総合事務所
所長

の所管区域に係るもの																																				
<p>16 同規則第41条の規定による工期の延長の承認</p> <p>(一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの</p> <p>(2) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの</p> <p>イ 建築工事に係るもの</p> <p>(イ) 普通費に係る本庁舎等の工事に係るもの</p> <p>(ロ) (イ)以外のもの</p> <p>a 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>b 中部総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>c 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>ロ 設備工事に係るもの</p> <p>(イ) 請負対象設計金額が6,000万円以上の工事に係るもの</p> <p>(ロ) 請負対象設計金額が6,000万円未満の工事に係るもの</p> <p>a 普通費に係る本庁舎等の工事に係るもの</p> <p>b a以外のもの</p>										東部総合事務所長																										
											中部総合事務所長																									